

(2019年7月30日掲載)

## 新市場創造型標準化制度の活用を検討しませんか

三好内外国特許事務所  
副会長 高橋 俊一



昨今、オープン・クローズ戦略の一環として、技術標準の活用が言われています。技術標準と聞くと、一般的には、難しい技術に関するもの、複雑な手続き制度といった思いが浮かび、特に、中小企業やベンチャー企業にとっては、縁遠いものとの認識があると思います。しかし、これからは、国内だけでなく、グローバルな市場での事業展開を見据えていかなければ生き残れない時代、全く無関心という訳にはいきません。せっかく開発した素晴らしい技術や製品について特許権を取得して市場展開する場合、単に「弊社の製品は、特許権を取得しており、従来品に比べてすごい」といった主観的な宣伝をするだけでは成功は難しく、従来品との対比で明確な有意差を明示して客観的な宣伝をしたいところです。このようなとき、技術標準を絡ませることで、公的な有意差を主張することが可能となり、上手く行くことが期待されます。

このような状況の下、経済産業省が音頭を取って、2014年7月に、「新市場創造型標準化制度」が創設されました。この制度は、従来のように難しく、時間の掛かる業界団体等のコンセンサスを形成することなく、迅速に標準化の実現を支援することを特徴とする制度です（図1参照）。特に、先端的な技術を有するものの、広報力や信頼性に乏しい主として中小企業が、当該先端的な技術を市場展開する際の信頼性向上や差別化を標準化により実現することを目指すものです。したがって、企業の規模に関係なく、優れた技術開発をした企業であれば、この制度を活用することができます。事実、標準化申請のための原案の作成が自社では難しい中小企業にとって、自社技術を活用する一手段として注目されており、図2に示すように、中小企業の利用が多いようです。

「新市場創造型標準化制度」における国内標準化の手続きは、図1に示すように、日本規格協会（JSA）が企業等から相談を受け、日本産業標準調査会（JIS C）において「新市場創造型標準化制度」の活用の許可（採択）を得るためのJIS Cに提出する新市場創造型標準化制度活用申請書の作成支援を行い、JIS Cにおける採択後に、JSAにおいて構成される原案作成委員会（申請企業も参画します）で標準化申請のための原案を作成し、JIS Cに申請するとい

う流れになります。このような手続きにより、従来であれば3～4年程度掛かっていたのが、1.5年～2年程度に短縮されました。2019年7月時点で、39件の採択がなされ、そのうち24件について標準が制定されています(図2及び3参照)。そして、当該39件の採択のうち、製品等の性能基準やその評価方法についての標準化(性能試験標準)を目指したものが殆どでした。なお、国際標準化の場合の手続きも、同様に、JSAが支援してくれます。

ここで、技術標準については、デジュール標準(公的標準)、フォーラム標準(関連企業等の集まりであるフォーラムの合意による標準)、デファクト標準(事実上の標準)にタイプ分けされる標準の成立過程から見た標準分類をよく耳にしますが、上記の性能試験標準は、技術標準を特許との関係でタイプ分けした標準分類の一つです。具体的には、以下のように分類されます。

1. フォーマット標準：例えば、通信規格、データフォーマット等の製品の基本機能を対象にした標準
2. インターフェイス標準：製品間の接続部分であるインターフェイス部分を対象にした標準
3. 性能試験標準：製品等の性能基準やその評価方法についての標準

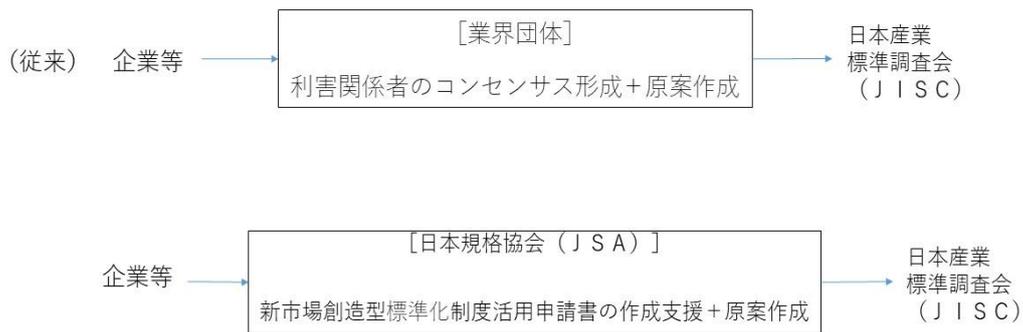
性能試験標準とは、どのようなものでしょうか。一例として、水晶デバイスは、赤外線吸収係数に応じて等級が従来から定められていましたが、日本企業だけはより高い等級に該当する水晶デバイスを製造することが可能であったところ、このより高い等級を新たに標準化しました。これにより、日本企業が製造する水晶デバイスと外国企業が製造する水晶デバイスとの品質差を明確にして差別化を図ることができました。加えて、日本企業の水晶デバイス製造方法については、特許権化やノウハウによる秘匿化により、競争力を維持することができました。この場合、もし等級が設定されていない場合には、当然のことながら、新たに等級を標準化することで、同様の効果を得ることができます。そして、この一例では、等級については積極的にオープンにする一方、製造方法についてはクローズにすることで、所謂オープン・クローズ戦略を実現しているということができません。

性能試験標準は、フォーマット標準やインターフェイス標準と異なり、上記一例にみられるように、製品それ自体に標準化する部分を設ける必要がないことから、特定の範囲で突出した技術が多い中小企業にとっては、フォーマット標準やインターフェイス標準に比べて、取り組み易い標準といえます。その上で、上記のようなオープン・クローズ戦略は、優れた技術や製品を持っている中小企業であれば十分に実現できるのではないのでしょうか。

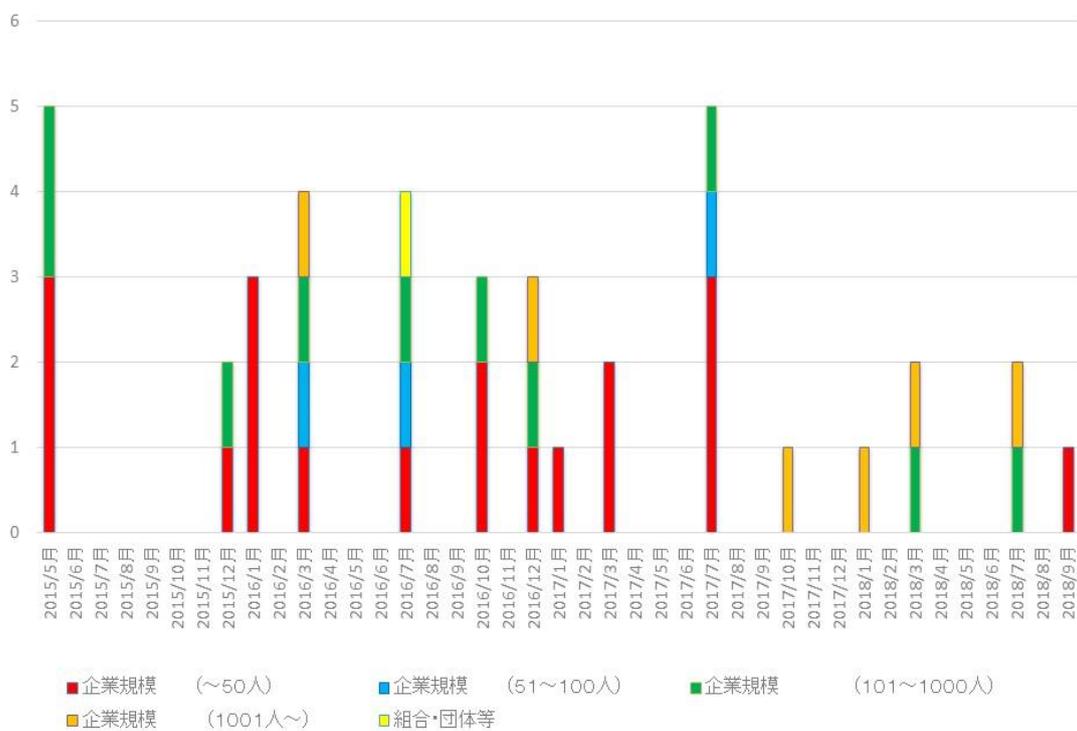
今一度、自社が有する技術、あるいはこれから開発しようとする技術を見直して、特許権の取得だけではなく、「新市場創造型標準化制度」の活用を併せて検

討してみてもうでしょうか。因みに、「新市場創造型標準化制度」の活用にあたっては、J S Aへの橋渡しのために、標準化活用支援パートナーシップ制度なるものがあります。日本弁理士会は当該制度のパートナー機関の一つになっていますので、弁理士が標準化のための各種情報提供や相談、上記新市場創造型標準化制度活用申請書の作成補助などの対応が可能です。

図 1



(図2) 「新市場創造型標準化制度」に採択された案件推移



(図3) 規格制定数

